

別 紙

袋井市議会基本条例（解説付き）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条―第10条）

第4章 議会と市長等との関係（第11条―第13条）

第5章 議員間討議（第14条）

第6章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第15条―第17条）

第7章 議会事務局の体制整備等（第18条・第19条）

第8章 最高規範性及び条例の見直し手続（第20条・第21条）

第9章 雑則（第22条）

附則

袋井市議会（以下「議会」という。）は、市民から選挙で選ばれた袋井市議会議員（以下「議員」という。）で構成され、袋井市長との二元代表制の下、議事機関としての機能をはじめ、袋井市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）が行う市政執行に関する監視及び評価並びに政策提言の責務を担っている。また、市長等とは独立・対等な立場で緊張関係を保ちつつも、相互に協力して市民の意思を市政に反映する役割を担っている。

近年では、国から地方への権限移行が進み、地方自治体の自己決定と自己責任の原則は重みを増し、議会の役割と責任の度合いも大きくなってきている。

したがって、議会は、二元代表制の本旨を再認識し、市民の負託に応えなければならない。すなわち、議会は、市民の多様な意思を代表できるという合議機関としての特性を最大限に発揮するため、公平・公正・透明な議会運営、開かれた議会及び積極的な市民参加を推進し、市民への説明責任と対話を重ねなければならない。

また、議会は、市民の意見を大切にしながら議員同士が自由闊達^{かつ}に議論を戦わせ、論点及び課題を明確にし、意見を集約していくことが必要である。そして、常に市民主権の立場で政策を決定していくとともに、市長等への政策提言及び政策立案を積極的に行わなければならない。

このような認識の下、議会は、これまでの議会改革の取組をより一層進めるとともに、市民全体の福祉の向上に努め、もって「日本一健康文化都市」の実現に向け、不断の努力を重ねることを決意するものである。

よって、議会は、ここに議会及び議員の活動原則と責務に関する基本的事項を明らかにした議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の活動の原則、市民及び市長等との関係等を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

— 解 説 —

この条例の目的を定めたものです。

この条では、議会及び議員の活動原則、市民及び市長等との関係等を明確化することにより、議会及び議員は、その果たすべき役割を適切に担うことで「市民福祉の向上」に寄与することを明文化しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市民に対して、情報を積極的に発信すること。
- (4) 市民にとって分かりやすい言葉及び表現を用いた議会運営に努めること。
- (5) 適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。

2 議会は、市の政策等の水準を高めるため、政策立案機能の強化に努め、条例の制定、議案の修正、決議その他の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。

— 解 説 —

第2条から第7条までは、第2章として、議会及び議員の活動原則について定めています。

この条では、議会の活動原則について定めています。

第1項では、議会が活動するに当たっての5つの原則を定めています。議会は、市民の代表機関として、市民に開かれた分かりやすい議会運営を行います。

第2項では、議会は、市長から提案された議案を審議、議決し、その経過・結果に対して、監視機能を発揮するとともに、条例の制定や市長から提出された議案の修正、決議等を通じて政策立案、政策提言を積極的に行っていくことを定めています。

(委員会の運営原則)

第3条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。

- 2 委員会は、その意思決定に当たり、市民の多様な意見を基に、委員間の自由な討議を行うものとする。
- 3 委員会は、市民及び各種団体との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換会等を行うよう努めるものとする。
- 4 委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努めるとともに、責任をもって、委員長報告の作成及び質疑に対する答弁を行うものとする。

— 解 説 —

議会は、地方自治法の規定により、様々な課題について、より詳細な審査を目的として、分野別による委員会での審査を中心に構成されています。実質的な詳細な審査が行われる市民に開かれた委員会の運営原則を定めるとともに、委員長の職務権限と責任を定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽^{さん}により、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表の立場にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

— 解 説 —

議員が活動するに当たっての3つの原則を定めています。

選挙によって選ばれた市民の代表である議員は、その負託に応えるため、議員間の自由な討議を尊重し、市民の意見を把握し、自己の能力を高める努力を続け、市民全体の福祉の向上と日本一健康文化都市の実現を目指して活動しなければなりません。

(議会、議員研修の充実及び強化)

第5条 議会は、議員の政策立案及び政策提言に関する能力の向上を図るため、学識経験を有する者、市民等を招き、議員研修会を積極的に開催する等、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

- 2 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の先進事例等を調査研究するよう努めるものとする。

— 解 説 —

議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、専門的な知識を持った学識経験者や市民等を招き、研修会を積極的に行うなど、議会が主体的に研修を充実させることを定めたものです。議会の構成員である議員の能力の向上が、議会の充実につな

がります。そのため、議員にとって必要な研修の充実に努めることを定めています。
第2項では、他市の先進事例等を積極的に調査研究に努めることを定めています。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、政策を中心とした同じ志を持つ議員で構成する会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案及び政策提言に関し調査研究を行うものとする。
- 3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に際して、相互に調整を図り合意形成に努めるものとする。
- 4 議会は、会派間の公平性の確保と、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮するものとする。

— 解 説 —

議会内で同じような考え方、意見を持っている議員同士で会派を結成することができることを定めています。会派は、政策立案及び提言のために必要な調査研究を行うとともに、政策決定等に際しては、会派間で調整を図り、議会活動の円滑な運営に努めることも定めています。

(政務活動費)

第7条 会派は、政策立案及び政策提言に資するため、袋井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年袋井市条例第168号）に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

- 2 会派及び議員は、政務活動費を適正に使用するとともに、その使途の透明性を常に確保しなければならない。

— 解 説 —

政務活動費は、議員の調査研究に役立てるため、地方公共団体が会派や議員に対し交付できることが地方自治法に定められており、本市においても「袋井市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき会派に対して交付しています。

第1項では、会派が政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うことを定めています。

第2項では、活用に当たっては、使途基準に従って適正に執行すること、使途の透明性を確保することを定めています。

第3章 市民と議会との関係

(市民との関係)

第8条 議会は、市民に対し議会活動に関する情報の公開を積極的に行い、情報の共有化を図るとともに、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議において、必要があると認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 4 議会は、市民、団体等との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策立案能力の向上を図るとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
- 5 議会は、議案に対する議員の賛否及び議決内容について定期的に公開するものとする。
- 6 議会は、議会だより、ホームページ等の多様な手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるよう、広報活動の充実に努めるものとする。

— 解 説 —

第8条から第10条までは、第3章として、市民と議会との関係について定めています。

この条では、「市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」の実現のために必要な方途について定めています。

第2項では、地方自治法で規定されている学識経験者等による専門的調査、公聴会制度、参考人制度等を活用して専門的・政策的な識見を議員は討議に反映させるよう努めることを定めています。

第3項では、請願及び陳情は、旧来の市民から議会へのお願いという位置付けから、分権社会にふさわしい政策提案という位置付けに変え、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けることを定めています。

第4項では、多様な住民意思・意見を聴取し、そこから発生する市政の課題を解決するための能力を強化し、政策提案の拡大を図ることを定めています。

第5項では、議案に対する議員の賛否や議決内容を議会だより、ホームページで定期的に公表することを定めています。

第6項では、議会だより、ホームページ等の多様な手段を活用し、市民が議会と市政により関心を持っていただくよう、議会が広報活動を行うことを定めています。

（会議の公開）

第9条 議会は、本会議、委員会その他別に定める会議を原則公開とする。

— 解 説 —

地方自治法で規定されている秘密会を除くすべての議会の会議を原則公開することを定めています。

（議会報告会）

第10条 議会は、議会の活動状況を市民に報告するとともに、市政の諸課題に対処するため、市民及び議員が意見及び情報を交換する議会報告会を開催するものとする。

— 解 説 —

議会活動や市政に関する情報を市民と共有するため議員自らが地域に直接出向き、議会と市民との直接の意見交換の場として議会報告会を開催することを定めています。

議会報告会は、議員個人や会派としての見解を述べるのではなく、議会としての審議・審査の内容や経過を説明し、市民の皆さんから意見を伺い、議会活動に反映させることを目的として行います。

第4章 議会と市長等との関係

(議会及び議員と市長等との関係)

第11条 議会は、議会審議において、議員と市長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

- 2 本会議における一般質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、議員は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- 3 議員は、市長等に対して、会派を代表して質問を行うことができる。
- 4 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、議員からの質問に対して反問することができる。
- 5 議長又は委員長は、本会議又は委員会において不穏当な発言を行った者に対し、発言の取消しを勧告することができる。
- 6 議会は、本会議又は委員会において可決した附帯決議について、市長等に対し最大限尊重することを求めるとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告するよう求めるものとする。

— 解 説 —

第11条から第13条までは、第4章として、議会と市長等との関係について定めています。

この条では、議会と市長等との関係について定めています。

第2項では、本会議の一般質問においては、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式のいずれかで行うことを定めています。なお、議員は、論点及び争点を明確にして質問を行う必要があります。

第3項では、市長等に対して、議員が会派を代表して質問を行うことができることを定めています。

第4項では、本会議や常任委員会・議会運営委員会・特別委員会では、質問した議員に対して市長等が反問できることを定めています。反問には、市長等が議論を明確にするために質問の趣旨を確認することや、議員の考え方を問い返したりすることを含みます。

第5項では、本会議又は委員会において不穏当な発言を行った者に対し、議長又は委員長がその発言の取消しを勧告することができることを定めています。

第6項では、附帯決議とは、議決された議案に対して付され、予算の執行や条例の施行に関する議会としての意見や要望を表明するものです。市長等に対し、付された附帯決議の内容を尊重するとともに、附帯決議の内容に関する事後の状況や対応を議会に報告するよう求めることを定めています。

(政策等の形成過程の説明)

第12条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、論点を整理し、政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯及びその理由
- (2) 総合計画等との整合性
- (3) 政策等の実施に係る財源措置
- (4) 政策等の実施に係る将来にわたるコスト計算
- (5) 政策等の実施に伴う効果予測

— 解 説 —

議会においては、市長から提案される重要な政策等について、十分な情報に基づいて審議をすることが必要です。そのため政策等の提案に至った経緯及びその理由、総合計画等との整合性、政策等の実施に係る財源措置、将来にわたるコスト計算、効果予測といった事項については、市長に説明を求めることを定めています。

(議決事件の追加)

第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により議会の議決事件を追加するものとする。

- 2 前項の議会の議決事件については、袋井市議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年袋井市条例第15号）の定めるところによる。

— 解 説 —

議会の議決すべき事件は、地方自治法第96条第1項において条例の制定、改廃や予算の承認、決算の認定など15項目が規定されていますが、同条第2項では、条例で議会の議決事件を追加できることを定めています。ここでは、その規定を根拠として議決事件を追加することを述べています。これにより議会と市長等が市民に対する責任を共に担い、市民の視点に立った計画的で透明性の高い行政を推進することになります。

第5章 議員間討議

(議員間討議)

第14条 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員間における自由な討議に努めるものとする。

- 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成に努め、市政に関する重要な政策及び課題に対して、政策立案、政策提言等を行うものとする。

— 解 説 —

これまで、議会の会議においては、必ずしも議員間の議論が活発であったとは言えず、市長等に対する質疑が中心でした。今後は、議員間の議論を活発化させていく姿勢に加え、議論の成果を市政に反映させるための合意形成を得られるよう努めることを定めています。

第6章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(政治倫理)

第15条 議員は、市民の代表として政治倫理の向上に努めるとともに、良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

- 2 議員は、その品位を損なうような行為を慎むとともに、その職務に関し疑惑を招くおそれのある行為をしてはならない。

— 解 説 —

第15条から第17条までは、第6章として、議員の政治倫理、定数及び報酬について定めています。

この条では、議員は、市民の代表であり、議会の構成員として、市政の発展や市民の福祉の向上に携わっています。そのため、議員は、高い倫理観に基づき、誠実かつ公正に職務を行うこと、その品位を損なうことのないよう行動することを定めています。

(議員定数)

第16条 議員定数は、第2条に定める議会の活動原則に沿った議会としての権能を果たすことを基本とし、袋井市議会の議員の定数を定める条例（平成20年袋井市条例第20号）の定めるところによる。

- 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題、今後の予測等を十分に考慮するとともに、市民の意見を反映して決定するものとする。

— 解 説 —

議員定数は、「袋井市議会の議員の定数を定める条例」において定めておりますが、定数を改正する際には、市が抱える課題や将来予測等を考慮し、幅広い市民の意見を反映した上で定めるものとしています。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動に対するものであることを基本とし、袋井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年袋井市条例第33号）の定めるところによる。

- 2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、袋井市特別職報酬等審議会条例（平成17年袋井市条例第37号）に定める袋井市特別職報酬等審議会の意見のほか、市政の現状及び課題、今後の予測等を十分に考慮するとともに、市民の意見を反映して決定するものとする。

— 解 説 —

議員の報酬は、地方自治法の規定に基づき「袋井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」において定めておりますが、議員の活動は、本会議や委員会等の議会の会議への出席のほか、市や関係団体が設置する様々な会議への出席、地域活動団体・市民活動団体などの活動への参加等多岐にわたっています。なお、議員報酬の改正に当たっては、こうしたことを基本に、袋井市特別職報酬等審議会の意見のほか、市が抱える課題や将来予測等を考慮し、幅広い市民の意見を反映した上で定めるものとしています。

第7章 議会事務局の体制整備等

（議会事務局）

第18条 議会事務局は、議長の指揮監督の下、議員の議会活動に必要とされる情報の提供に努めるものとする。

- 2 議長は、議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の充実に努めるものとする。

— 解 説 —

議会事務局は、議会に関する事務を執行し、議会がその機能を発揮し効率的な議会運営が行えるよう、議会の活動を補佐するための組織です。議会の政策形成能力の向上が求められる中、議会の構成員である議員の政策立案及び提言に関する活動を十分に補佐できるよう、議会事務局の組織体制の充実に努めることを定めています。

（議会図書室）

第19条 議会は、議会図書室を適正に管理し、及び運営し、その機能の充実に努めるとともに、一般の利用に供するものとする。

— 解 説 —

議会図書室は、地方自治法において議員の調査研究のために設置することが定められています。議員の政策立案及び政策提言のために、書籍、資料等をより一層充実させる必要があります。また、議会図書室は、誰もが利用できるものとすることで、市民と議員との交流の場所としての活用も考えられます。

第8章 最高規範性及び条例の見直し手続

（最高規範性）

第20条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

— 解 説 —

この条例を議会における基本的な事項を定めた最高規範と位置づけ、議会に関する条例等の解釈や制定、改正、廃止をするときは、この条例の趣旨に基づいた対応をすることを定めています。

(条例の見直し手続)

第21条 議会は、この条例の施行後、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において2年ごとに検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要があると認める場合は、この条例の改正を含めた適切な措置を速やかに講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

— 解 説 —

この条例の検証について規定しています。条例の目的が達成されているかの検証を議会運営委員会において2年ごとに実施し、その検証の結果を受けて必要があると認める場合は、適切な措置を速やかに講ずることを定めています。また、この条例を改正する場合は、必ず本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明することも定めています。

第9章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。